

事業概要

地方都市の持続可能な発展に向けて、移住・二地域居住の推進、地方の定住促進を図るため、立地適正化計画策定済み市町村が、特定居住促進区域を設定した場合等に、誘導区域等で、使われなくなった公共公益施設を活用したテレワーク拠点施設（コワーキングスペース等を含む）の整備や移住・二地域居住に資するソフト事業に対して支援を行う。

■前提条件

- ・市町村等で移住・二地域居住に関する取り組みをこれまで積極的に行ってきたこと。
- ・市町村が立地適正化計画(都市再生特別措置法 第81条 第1項)を策定していること。
- ・市町村が、特定居住促進計画（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律 第22条 第1項）を策定していること。
（法律が施行された年度およびその翌年度に限り、計画を策定する見込みの場合も含む）
- ・当該計画に基づきテレワーク拠点施設整備とあわせて、総合的な移住・二地域居住促進策を行うこと。

- ### ■支援内容
- 【ハード】：①使われなくなった公共公益施設を活用したテレワーク拠点施設（コワーキングスペース等を含む）の整備
②上記施設に併設する関連施設（移住相談・交流スペース、子育て支援施設・キッズスペース 等）の設置
【ソフト】：③同施設で実施する移住・二地域居住に向けた交流イベント や 移住・二地域居住に関する情報発信 等

①②③の
すべてを行うこと

■交付対象

- ・市町村
- ・特定居住支援法人



茅野市『ワークラボハッポ』



境町『SWORK + KIDS』



小山市 移住者交流会



■補助率

- ・市町村： 1/2
- ・法人： 1/3（市町村が補助対象事業へ補助する場合に限る。）

■対象区域：①かつ②

- ①立地適正化計画における都市機能誘導区域、居住誘導区域、地域生活拠点のいずれかに含まれる
- ②特定居住促進計画において定める特定居住促進区域に含まれる
（法律が施行された年度およびその翌年度に限り、指定見込みの区域も含む）

